

## 低公害車普及促進対策費補助金（車両導入）について

全国で<sup>(1)</sup> CNGバス・トラック等<sup>(2)</sup>を一定台数導入<sup>(3)</sup>するバス・トラック事業者等<sup>(4)</sup>に対し、地方公共団体等<sup>(5)</sup>と協調して、当該車両購入費等の一部を補助<sup>(6)</sup>する。

### 1. 補助対象地域 全国

### 2. 補助対象車両

バス：CNGバス、ハイブリッドバス、新長期規制適合バス、使用過程にあるディーゼル車のCNG車への改造

トラック：CNG トラック、ハイブリッドトラック、新長期規制適合 トラック、使用過程にあるディーゼル車のCNG車への改造

※ バスについては乗車定員11人以上、トラックについては車両総重量3.5トン超のものに限る。

### 3. 一定台数の導入 バス：単年度2台以上（補助事業者単位）

トラック：単年度3台以上（ “ ” ）

### 4. 補助対象事業者

バス：一般乗合旅客自動車運送事業者、自動車リース事業者

トラック：一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者

※ その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者も対象とする。

### 5. 地方公共団体等 都道府県、市町村（東京都特別区を含む）、バス協会、トラック協会等

### 6. 車両購入費等の一部補助

#### ◆CNGバス・トラック等の導入 車両本体価格の1／4

ただし、・CNG車、ハイブリッド車の導入 通常車両価格との差額の1／2を限度とする。  
・新長期規制車の導入 通常車両価格との差額の1／3を限度とする。

#### ◆使用過程車のCNG車への改造 改造費の1／3